

千葉市立特別支援学校の教職員の配置数に関する要領

第1条 この要領は、千葉市立特別支援学校（以下「学校」という。）の教職員の配置数について定めるものとする。

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 普通学級 単一の障害を有する児童又は生徒で構成される学級をいう。
- (2) 重複学級 障害を2以上併せ有する児童又は生徒で構成される学級をいう。
- (3) 訪問学級 重度の障害のために登校することが困難な児童又は生徒で構成される学級をいう。
- (4) 教諭等 主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、教諭及び講師をいう。

第3条 学級の数、普通学級、重複学級及び訪問学級の数合計した数とする。

2 普通学級数は、当該学年の児童又は生徒の数を6人（高等部にあっては8人）で除した数（その数に1未満の端数を生じたときは、1に切り上げる。以下同じ。）とする。

3 重複学級及び訪問学級数は、当該児童又は生徒の数を3人で除した数とする。

4 重複学級で併せ有する障害が異なり、教育課程を別にして学級を編制することを教育長が必要と認める場合は、教育長が定める数とする。

第4条 校長の数は、学校に1人とする。

第5条 教頭数は、学校に1人とする。なお、地域及び学校の実情を勘案の上、教育長が必要と認める場合は1人加えるものとする。

第6条 教諭等の数は、次項から第6項に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

2 学級担任等としての教諭等の数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 小学部の学級担任等としての教諭等の数は、次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数とする。

学級の数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
学級担任等としての教諭等の数	1	2	4	5	6	7	8	9	11	12	13	14	15	16	18

学級の数	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
学級担任等としての教諭等の数	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33

- (2) 中学部の学級担任等としての教諭等の数は、次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数とする。

学級の数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
学級担任等としての教諭等の数	2	4	6	7	8	10	12	13	15	17	18	18	19	20	22

学級の数	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
学級担任等としての教諭等の数	23	25	27	28	30	31	33	34	35	36	37	38	39	40	41

- (3) 高等部の学級担任等としての教諭等の数（学科主任を1人含む。）は、次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数とする。

学級の数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
学級担任等としての教諭等の数	2	3	5	7	9	11	13	15	17	19	21	23	25	27	29

学級の数	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
学級担任等としての教諭等の数	31	33	35	37	39	41	43	45	47	49	51	53	55	57	59

- (4) 学校の実情を勘案の上、教育長が必要と認める場合は、前3号の規定にかかわらず、必要な数を加えるものとする。

3 自立活動担当としての教諭等の数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 小学部及び中学部の自立活動担当としての教諭等の数は、次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数とする。

学級の数	1～6	7～12	13～18	19～24	25～30
自立活動担当としての教諭等の数	4	5	6	7	8

- (2) 高等部の自立活動担当としての教諭等の数は、次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表

の下欄に掲げる数とする。

学級の数	1～3	4～9	10～15	16～21	22～27
自立活動担当としての教諭等の数	1	2	3	4	5

4 小学部及び中学部の教育相談担当としての教諭等の数は、小学部の児童及び中学部の生徒の数が101人以上の学校に1人とする。

5 次に掲げる場合に配置する教諭等の数は、学校の実情及び国から措置された数を勘案の上、教育長が定める。

(1) 初任者研修に係る場合

(2) 資質向上や教育指導の改善のための研修に教諭等を派遣した場合

6 前各項に定めるもののほか、次に掲げる場合に配置する教諭等の数は、学校の実情を勘案の上、教育長が定める。

(1) 地域及び関係機関との連携を行うなど、地域支援やセンター的機能の充実を図る場合

(2) 個別の教育課題を積極的に解消しようとする場合

(3) 高等部において、職業教育の推進を行う場合

(4) 高等部において、就労に関し特別な支援を行う場合

第7条 養護教諭の数は、学校に1人とし、学校に在籍する児童又は生徒の数の合計が61人以上の学校には、これに1人加えるものとする。

第8条 事務職員の数は、小学部及び中学部に1人、高等部に2人とする。

第9条 栄養教諭又は学校栄養職員の数は、小学部及び中学部の給食実施校に1人とする。

第10条 用務員、調理員その他の技術職員の配置については、教育長が定めるものとする。

第11条 休暇等の代替職員の配置については、必要に応じて教育長が定めるものとする。

第12条 非常勤職員の配置については、教育長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。